

# 八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金交付要綱

平成 24 年 5 月 16 日制定

平成 24 年 6 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 25 日改正

平成 26 年 4 月 22 日改正

平成 27 年 5 月 14 日改正

平成 28 年 6 月 13 日改正

平成 29 年 6 月 12 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

令和元年 5 月 13 日改正

(趣旨)

第 1 東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、青森県が制定する平成 31 年度青森県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱第 1 に規定する事業として、被災住宅の再建を行う被災者等に対し、平成 31 年度の予算の範囲内で八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに平成 23 年 4 月 7 日に発生した余震による災害をいう。
- (2) 被災者 自ら居住していた住宅に一部損壊以上の被害を受けた者（東日本大震災により住宅が被災し、り災証明又は被災を証明する書類の交付を受けた当該住宅の世帯主又はその 2 親等以内の親族）をいう。
- (3) 被災者等 被災者又は被災者を除く当該世帯主の 3 親等以内の親族
- (4) 新規住宅債務 東日本大震災による住宅の被災を住宅再建の直接の動機として、被災者が市内に自ら居住するための住宅の建設若しくは購入（以下「新築等」という。）又は改修（増改築を含む。以下同じ。）を目的に、被災者等が金融機関等からの融資により調達する資金であって、平成 23 年 3 月 11 日以後に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。
- (5) 既存住宅債務 新規住宅債務を有する被災者等が、住宅の新築等又は改修を目的に金融機関等からの融資により調達した資金であって、平成 23 年 3 月 11 日以前に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費は、新規住宅債務及び既存住宅債務に係る利子に相当する金額（以下「利子相当額」という。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 返済予定明細書の写し
- (4) 既存住宅債務の残高証明
- (5) その他市長が認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、令和元年5月13日から令和2年2月21日までとする。  
（補助金の交付決定及び確定）

第5 市長は、第4の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 規則第20条の規定により、規則第5条の規定による交付の決定の通知及び規則第13条の規定による額の確定の手続きを併合するものとする。

3 前項の規定により併合された手続きに係る補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行なうため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

5 市長は、補助金の交付を決定しなかったときは、八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6 補助金の請求は、八戸市被災者住宅再建支援制度利子補給補助金請求書（別記第4号様式）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 新規住宅債務の第1回目の返済が確認できる預金通帳等の部分の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7 市長は、第6の規定による請求があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第8 市長は、申請者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の命令若しくは指示に違反し、又は不正な手段により補助金の交付を受けたと判断したときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9 市長は、第8の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、調査及び指示)

第10 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附

この要綱は、平成24年6月11日から実施する。

附

この要綱は、平成25年5月1日から実施する。

附

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

附

この要綱は、平成27年5月20日から実施する。

附

この要綱は、平成28年6月20日から実施する。

附

この要綱は、平成29年6月19日から実施する。

附

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附

この要綱は、令和元年5月13日から実施する。

別表（第3関係）

1 補助金の額

補助金の額は、次の表に掲げる基準時から当該基準時から起算して5年を経過する日又は60回目（60回に満たない場合は最終回）の償還が終了する日のいずれか早い日までに発生する毎月の利子相当額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

種別	基準時
新規住宅債務	第1回目の償還日
既存住宅債務	新規住宅債務の金銭消費貸借契約の締結日の属する月の償還日

2 毎月の利子相当額

毎月の利子相当額は、次の計算方法により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

$$\text{毎月の償還額} = [A \times (B/100) / 12] \div [1 - \{1 + (B/100) / 12\}^{-C}]$$

$$\text{毎月の利子相当額} = \text{毎月の償還日直前の融資残高} \times (B/100) / 12$$

	新規住宅債務		既存住宅債務
	建設・購入	改修	
A (借入額等)	借入額又は1,460万円のいずれか低い額	借入額又は640万円のいずれか低い額	基準時直前の融資残高
B (利率)	基準時の融資利率又は2.0%のいずれか低い率	基準時の融資利率又は1.0%のいずれか低い率	基準時の融資利率
C (償還回数)	全償還回数		基準時の残余償還回数

3 補助の制限

- (1) 新規住宅債務が複数の場合は、毎月の利子相当額をそれぞれ算定し合算する。ただし、Aの合計額は、建設又は購入の場合は1,460万円を、改修の場合は640万円を超えないものとする。
- (2) 新規住宅債務と既存住宅債務の補助金の額の合計は、新規住宅債務の借入額を超えないものとする。